（上席分析官及び分析官）

第三百二十三条　東京税関の業務部に、上席分析官三人以内を、横浜税関、名古屋税関、大阪税関及び神戸税関の業務部に、上席分析官それぞれ一人を、各税関を通じて業務部に、分析官十八人以内を置く。

2　上席分析官は、命を受けて、第三百八条及び第三百九条に規定する事務を処理し、並びに分析官の行う事務を総括する。

3　分析官は、命を受けて、第三百八条及び第三百九条に規定する事務を処理する。

第三百二十四条第三項の表東京税関の項中「三十九人」を「四十一人」に、「十二人」を「十四人」に改め、同表合計の項中「百十三人」を「百十五人」に、「四十三人」を「四十五人」に改める。

第三百三十五条第二項中「処理し、」の下に「並びに上席審理官」を加える。

第三百三十六条第二項中「処理し、」の下に「並びに上席調査官」を加え、同条第三項中「処理する」を「処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する」に改める。

第三百三十七条の見出しを「（上席調査官及び調査官）」に改め、同条第一項中「調査官五百八人」を「上席調査官百九十二人以内及び調査官三百二十五人」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の上席調査官は、命を受けて、第三百二十八条、第三百二十九条各号、第三百三十条第一項各号、第三百三十一条及び第三百三十四条各号に規定する事務を処理し、並びに次項の調査官の行う事務を総括する。

第三百三十八条の見出しを「（上席審理官及び審理官）」に改め、同条第一項中「審理官二百二人」を「上席審理官七十二人以内及び審理官三十七人」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　上席審理官は、命を受けて、第三百二十七条各号、第三百三十二条第一項各号及び第三百三十三条に規定する事務を処理し、並びに審理官の行う事務を総括する。

第三百七十五条の見出しを「（上席監視官及び監視官）」に改め、同条第一項中「監視官二十五人」を「上席監視官八人以内及び監視官十八人」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　上席監視官は、命を受けて、第三百五十四条及び第三百五十五条第一項各号に規定する事務を処理し、並びに監視官の行う事務を総括する。

第三百七十六条の見出しを「（上席審査官及び審査官）」に改め、同条第一項中「審査官九人」を「上席審査官三人以内及び審査官七人」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　上席審査官は、命を受けて、第三百五十七条第一項各号及び第三百五十八条第一項に規定する事務を処理し、並びに審査官の行う事務を総括する。

第三百七十八条の見出しを「（上席調査官及び調査官）」に改め、同条第一項中「調査官十人」を「上席調査官一人及び調査官十二人」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　上席調査官は、命を受けて、第三百五十六条第一項各号、第三百五十九条、第三百六十条第一項各号、第三百六十三条第二項各号、第三百六十四条第二項各号及び第三百七十四条第二項に規定する事務を処理し、並びに調査官の行う事務を総括する。

第三百七十九条の見出しを「（上席審理官及び審理官）」に改め、同条第一項中「沖縄地区税関に、」の下に「上席審理官一人及び」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　上席審理官は、命を受けて、第三百六十一条第一項及び第三百六十二条に規定する事務を処理し、並びに審理官の行う事務を総括する。

第四百五条第七項中「国税企画官」を「第一項の国税企画官」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国税企画官）

第四百五条の二　企画課に、国税企画官一人を置く。

2　前項の国税企画官は、命を受けて、企画課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。

第四百十条第一項中「百八十二人」を「百八十九人」に改める。

第四百五十条第一項中「課税第一部並びに」の下に「札幌国税局、」を加える。

第四百八十三条第一項中「五十九人」を「六十一人」に改める。

第四百八十五条第一項中「三千四人」を「三千六十五人」に改める。

第四百九十七条第一項中「四百七十七人」を「四百七十六人」に改める。

第四百九十八条第一項中「九百三十七人」を「九百五十一人」に改める。

第四百九十九条第一項の表東京国税局の項中「査察総括第二課」を「査察総括第二課　査察広域課」に改め、同条第二項の表東京国税局の項中「九人」を「八人」に改め、同表合計の項中「三十二人」を「三十一人」に改める。

第五百七条第一項第二号中「東京国税局及び」を「東京国税局にあっては、査察広域課、査察開発課及び査察国際課」に改める。

第五百八条第一項中「東京国税局及び」を「東京国税局にあっては、査察管理課、査察広域課、資料情報課、査察開発課及び査察国際課」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（査察広域課の所掌事務）

第五百八条の二　査察広域課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第五百十六条第一項第二号に掲げる事務のうち広域取引に係るものの指導並びにこれに必要な資料及び情報の収集及び整理に関すること。

二　第五百十六条第一項第二号に掲げる事務に関する広域取引に係る調査技法の開発及び国税査察官の訓練に関すること。

三　国税局長が必要があると認めた特定事項に係る第五百十六条第一項各号に掲げる事務

第五百九条第一項中「東京国税局及び」を「東京国税局にあっては、査察管理課、査察広域課、査察開発課及び査察国際課」に改める。

第五百十六条第一項中「資料情報課、査察審理課」を「査察広域課、資料情報課、査察審理課」に改める。

第五百十七条第一項中「二千六百二十一人」を「二千七百三十人」に改める。

第五百十八条第一項中「千六百六人」を「千六百四十八人」に改める。

第五百四十二条第一項中「十一人」を「二十四人」に改める。

第五百四十七条第五項中「百二十二人」を「百二十一人」に、「三百二十五人」を「三百三十一人」に、「千三百八十九人」を「千四百六人」に改める。

第五百五十五条第一項中「八千二百三人」を「八千百六十一人」に改める。

第五百五十六条第一項中「一万九千八百五十六人」を「一万九千七百四十二人」に改める。

第五百六十八条第一項中「六十五人」を「六十四人」に改める。

附則第四十二項を附則第四十六項とし、附則第三十七項から附則第四十一項までを四項ずつ繰り下げ、附則第三十六項中「第三百七十八条第二項」を「第三百七十八条第三項」に、「附則第三十二項」を「附則第三十四項」に改め、同項を附則第四十項とし、附則第三十五項中「第三百七十五条第二項」を「第三百七十五条第三項」に、「附則第三十項」を「附則第三十二項」に改め、同項を附則第三十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

（沖縄地区税関の上席調査官の職務の特例）

39　沖縄地区税関の上席調査官は、第三百七十八条第二項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第三十四項に規定する事務を処理する。